

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 預金債権差押処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国

令和4年4月22日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年9月28日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-22))

判 決

控訴人(原告)	X
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	井上 裕貴
同	美馬本 進
処分行政庁	大阪国税局長 吉井 浩
同指定代理人	美馬本 進

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要

- 1 処分行政庁は、控訴人が国税(相続税等)を滞納しているとして、その滞納国税を徴収するため、令和元年12月2日、控訴人の預金債権を差し押さえ(以下、この差押えを「本件預金債権差押処分」という。)、その後同債権を取り立て、同月18日、第三債務者から給付を受けた金銭の全額を滞納国税に充当する旨の充当処分(以下「本件充当処分」という。)をした。

本件は、控訴人が、本件預金債権差押処分に係る滞納国税の徴収権は時効等によって消滅しているから本件預金債権差押処分及び本件充当処分はいずれも違法であるなどと主張して、被控訴人に対し、本件預金債権差押処分及び本件充当処分の各取消しを求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、本件預金債権差押処分における差押金額である70万2958円及びこれに対する訴状送達の日(令和2年10月22日)の翌日である令和2年10月22日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる事案である。

原審は、控訴人の請求のうち、本件預金債権差押処分の取消しをを求める部分に係る訴えを却

下し、その余をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。なお、控訴人は、本件預金債権差押処分及び本件配当処分の処分行政庁が国であることを前提として各処分の取消しを求めているが、各処分の処分行政庁はいずれも大阪国税局長である（原審も同様に判断している。）。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1ないし4（別紙及び別表を含む。原判決2頁16行目～12頁6行目、19頁～23頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁22行目の「価額を限度とする」の次に「Dの滞納国税等に係る」を加える。

(2) 原判決6頁8行目の「取り立てた」を「取立てにより株式会社L銀行から給付を受けた」に改める。

(3) 原判決6頁21行目の「令和2年10月9日、」の次に「大阪地方裁判所に対し、」を加える。

3 当審における控訴人の主張

本件請求のうち、本件預金債権差押処分の取消しを求める部分に係る訴えを大阪国税局長に当事者適格がないことを理由に却下した原判決には、控訴人が国を処分行政庁として訴えを提起していることを看過した違法がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求のうち、本件預金債権差押処分の取消しを求める部分に係る訴えは不適法であり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」（別表を含む。原判決12頁8行目～17頁6行目、23頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁15行目の「他方、」の次に「徴収職員が差し押さえた債権を取り立てた後に、」を加える。

(2) 原判決12頁19行目の「その限度において」から20行目末尾までを次のとおり改める。

「債権差押処分が取り消されたとしても、被差押債権の債権者である滞納者が第三債務者に対して権利を行使する余地はなくなるから、滞納者に処分の取消しの訴えを求めるにつき法律上の利益（処分の効果がなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益）を有しないものと解するのが相当である。」

(3) 原判決12頁24行目の「本件預金債権差押処分は」から25行目の「消滅しており」までを次のとおり改める。

「滞納者である控訴人は、本件預金債権差押処分が取り消されても、差し押さえられた預金債権を行使して預金の払戻しを受ける余地はないものであり」

(4) 原判決15頁20行目の「同月5日」を「本件徴収猶予決議2がされた日」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

原審が控訴人の請求のうち本件預金債権差押処分の取消しを求める部分に係る訴えを却下したのは、原判決を引用して説示したとおり、控訴人に原告適格（行政事件訴訟法9条1項）がないことを理由としたものであって、大阪国税局長に当事者適格がないことを理由としたものではない。なお、原審は、処分行政庁を国ではなく、大阪国税局長であるとしたに過ぎ

ず（前記第2の1）、その判断及び対応に不適切な点はない。

控訴人は、原審が大阪国税局長に当事者適格がないことを理由に本件預金債権差押処分 of 取消しを求める請求に係る訴えを却下した旨主張しているが、前提を誤るものであり、理由がない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求のうち、本件預金債権差押処分 of 取消しを求める部分に係る訴えは不合法であるからこれを却下し、その余は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 牧 賢二

裁判官 和久田 斉

裁判官 西森 みゆき